



「障害年金」とは

2024（令和6）年度版

1. 年金の種類

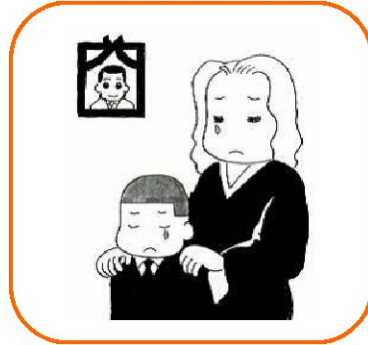
1. 老齢年金

■ 老後の保障として



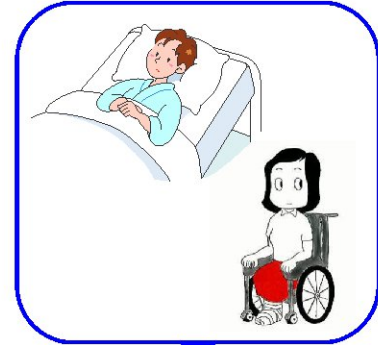
2. 遺族年金

■ 一家の働き手や年金を受け取っている方が亡くなったとき



3. 障害年金

■ 病気やけがにより生活や仕事などが制限されるようになった場合



- (1) 病名でなく、障害の程度(重さ)で受給が決まります。
- (2) 働いていても、障害の程度が重いと認められた場合はもらえます。

2. 年金額は、障害の状態(障害等級)によります

* 金額上段は新規裁定者S31.4.2以降生まれ、下段()内は既裁定者S31.4.1以前生まれ

1. 初診日に国民年金加入の人は、障害の状態(障害等級)が1級または2級の場合、「障害基礎年金」を受けとれます。

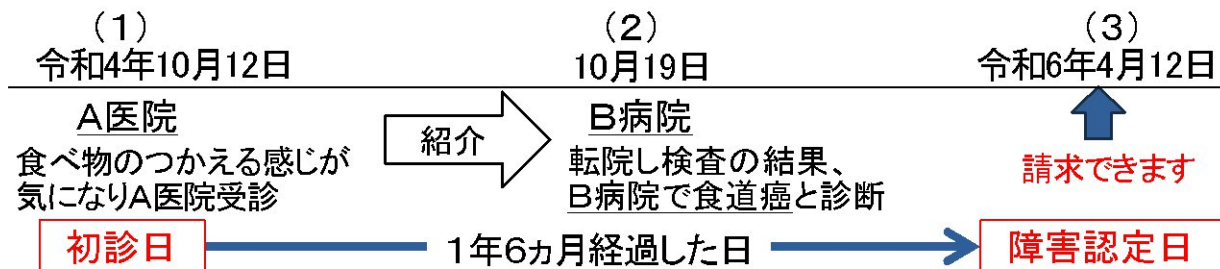
国民年金	1階	子の加算額	子1人 234,800円	例 1	夫が癌、家族は妻と子1人で 障害基礎年金2級に該当の場合 年額 <u>1,050,800円</u> 月額 <u>87,566円</u> (1,048,500円) (87,375円)
		障害基礎年金 1級 <u>1,020,000円</u> (1,017,125円)	障害基礎年金 2級 <u>816,000円</u> (813,700円)		

2. 初診日に厚生年金加入の人は、障害の状態(障害等級)が1級や2級の場合、「障害厚生年金」と「障害基礎年金」を受けとれます。

国民年金	1階	子の加算額	子1人 234,800円	例 2	夫が癌、家族は妻と子1人で 障害厚生年金2級に該当の場合 年額 <u>1,285,600円</u> + 報酬比例分 (1,283,300円 + 報酬比例分) 月額 <u>107,133円</u> + 報酬比例分 (106,941円 + 報酬比例分)
		障害基礎年金 1級 <u>1,020,000円</u> (1,017,125円)	障害基礎年金 2級 <u>816,000円</u> (813,700円)		
厚生年金	2階	配偶者の加給年金	配偶者加給年金234,800円		
		障害厚生年金 1級 (報酬比例分×1.25)	障害厚生年金 2級 (報酬比例分)		
					障害厚生年金 3級 最低保障額 612,000円 (610,300円)
					障害手当金

3. 請求時期は、初診日から原則1年6ヶ月経過した日です (障害認定日請求)

1. **初診日**から1年6ヶ月を経過した日を**障害認定日**といいます。
障害認定日に障害等級に該当していれば、障害年金が受けとれます。

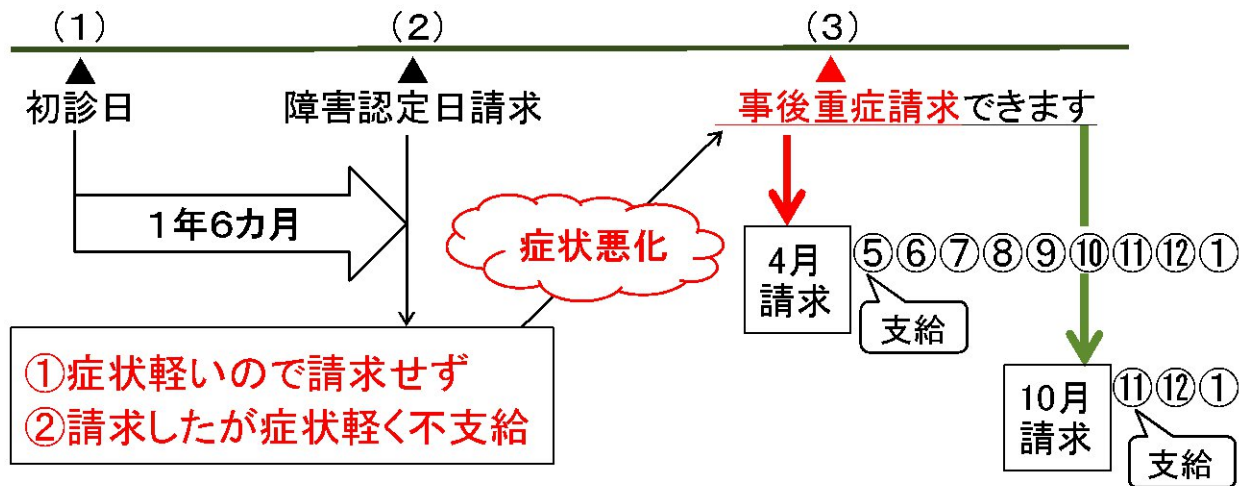


2. 例外として、1年6ヶ月以内でも請求できる場合があります。

- (1) 喉頭全摘出の場合は、摘出した日。
- (2) 肢体の障害で、切断や離断の場合は、切断または離断した日。
- (3) 人工肛門造設、尿路変更術の手術をした場合は、造設または手術をした日から6ヶ月経過した日。
- (4) 人工透析を行っている場合は、透析をした日から3ヶ月を経過した日。
- (5) 人工骨頭や人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日。
- (6) 脳血管障害による機能障害の場合は、初診日から6ヶ月経過後の症状固定日。
- (7) 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日。
- (8) 心臓ペースメーカーや人工弁などを装着した場合は、装着した日。
- (9) 新膀胱は、造設した日。
- (10) 遷延性植物状態は、その状態に至った日から起算して3ヶ月を経過した日以降。

4. 障害認定日に症状が軽く、その後悪化した場合は事後重症請求です (事後重症請求)

1. 障害認定日には症状が軽くて障害等級に該当せず、その後悪化した場合は、65歳誕生日の前々日までなら請求できます。

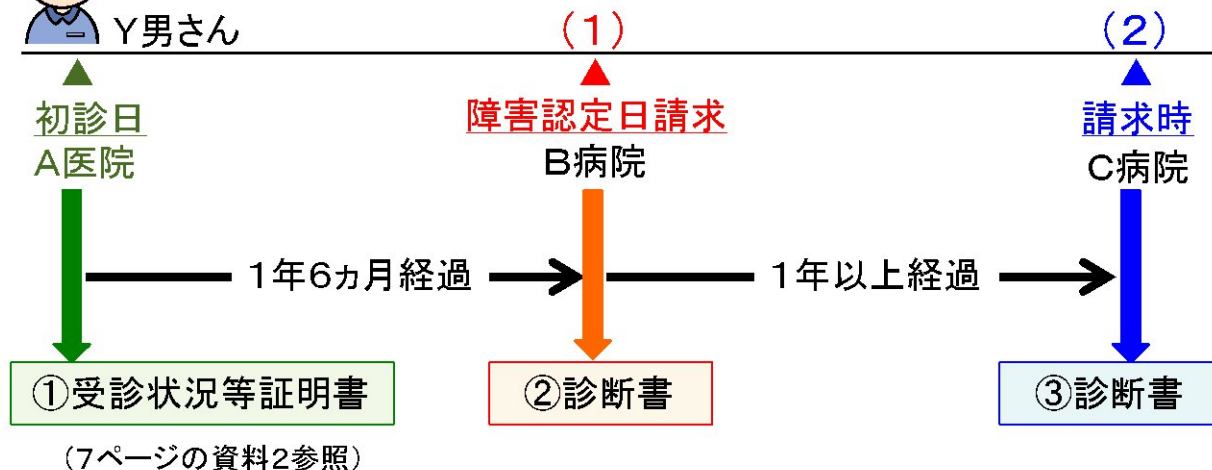


2. 事後重症による請求をして該当になった場合、年金の支給は請求の翌月からです。請求手続きは早めに行いましょう。

5. 診断書など医師の証明書類が必要です



Y先生



* 医師の証明書類以外に「病歴・就労状況等申立書」も大事です。

6. 一定期間、保険料を納めていることが必要です

次の1か2のいずれかを満たせば、請求できます。

1. 初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。



○初診日が2026年4月1日以前にあること ○初診日に65歳未満であること

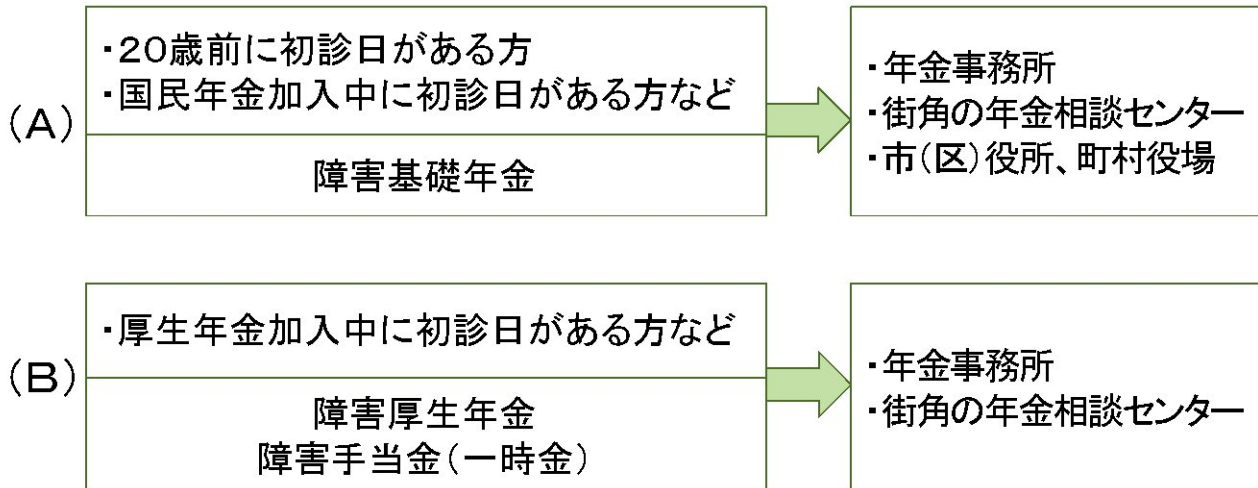
2. 初診日の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上が、保険料納付済期間や免除期間であること。



* 初診日が20歳前にある場合は、保険料納付要件は問われません。

7. 手続き窓口

1. 年金事務所、街角の年金相談センターや市区町村の窓口です。
2. 共済組合加入中に初診日がある方は、加入の共済組合です。

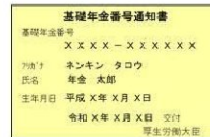


8. 請求時の留意点

1. 診断書の内容が大事になります。病気に関するエピソードを主治医にきちんと伝えて作成願います。
 - (1) 家庭での生活状況や、病気が原因でトラブルや援助を受けたこと。
 - (2) 就労している場合は就労の具体的内容。副作用の状況など。

2. 窓口で相談する時に持参するもの

- (1) 基礎年金番号通知書(年金手帳)
～配偶者分も



- (2) 病歴のメモ

3. 請求作業は複雑ですので、くれぐれも慎重に行いましょう。
 - (1) 不安があればソーシャルワーカーさんへ相談しましょう。
 - (2) 病気に関する資料や書類などは、保管しておきましょう。
 - (3) 不支給の場合は、不服申立て(審査請求)ができます。
 - (4) 必要に応じ、社会保険労務士にご相談下さい。